



文化庁説明資料

文化における人材育成の取組について

文化資源を活用した経済・社会の活性化を実現するため、クールジャパンを担う「文化それ自体を担う人材」の育成を図るとともに、観光への活用等、「文化で稼ぐことができる人材」の育成が不可欠。

⇒ 主に以下の3分野において人材育成を推進

1. クリエイター・アーティストの育成と発掘

- クリエイター・若手映像作家の育成



- 新進芸術家の育成



- 顕彰を通じた人材の発掘



2. プロデューサー・マネジメント人材の育成

- 劇場等を活用した人材育成



- 大学との連携による人材育成



- OJTを通じた人材育成



3. 文化財の保存と活用

- 伝統文化の担い手の育成



重要無形民俗文化財「長良川の鵜飼漁の技術」

- 文化財を活用した観光振興等に対する講座や研修

講座名
文化財を活用した観光拠点形成

開催日
2017年3月1日(水)

聴学時間
2.5時間

標準学習時間
2週間

受講登録はこちら

講座内容

文化庁
Agency for Cultural Affairs

1. クリエイター・アーティストの育成と発掘

クールジャパンの推進のためには、我が国のソフトパワーの源である**クリエイター・アーティストの育成**が不可欠。このため、**創造・発表を行う機会の提供、研修の充実、有望な人材の発掘**に向けた支援を実施。

○メディア芸術クリエイター支援

メディア芸術の創作や短編映画制作を支援するとともに、若手映画作家に発表の機会を提供。



○新進芸術家の育成

舞台公演などの実践の機会や幅広い知識等を身に着ける場を提供。海外への派遣も行い、世界レベルで通用する人材を育成。



○顕彰を通じた人材の発掘

文化庁メディア芸術祭において、アート、エンターテインメント、アニメーション、マンガの4部門において優れた作品を顕彰。



⇒ 事業で支援した作品が車のCMに使用されたり、メディア芸術祭で受賞した者の制作した映像作品が、新幹線車両内において展示されたりするなど、**文化芸術分野における人材育成が製造業や観光振興等に貢献**しており、上記の取組を今後さらに充実させる。

2. プロデューサー・マネジメント人材の育成

文化資源の活用促進に向け、劇場や大学等と連携協力し、**文化芸術を広い視野でとらえ、他分野と連携しながら効果的に活用するプロデューサー・マネジメント人材の育成**を推進。

○ 劇場・音楽堂等のマネジメント人材の育成

劇場等の運営に必要な専門人材の研修機会の提供や、実務的な体験・先進事例の紹介等を通じ、広い視野を持った人材を育成。



○ 大学との連携による人材育成

芸術系大学等と産業界が連携し、文化芸術資源を活用して新たな成長分野の開拓へとつなげる専門的人材を総合的・体系的・実践的に養成する取組への支援を実施。



○ 芸術祭への参画など、OJTを通じた人材の育成

若手人材等を、経験豊かな者とともに芸術祭の企画等に参画させ、OJTを通してプロデュース・マネジメント力を身に付けさせる取組に対し支援を強化(新規)。



⇒ 他省庁とも連携しつつ、**地域経済・観光の活性化**や**共生社会の実現**等の観点から、**産学官の多様な当事者**を巻き込みつつ、**視野の広い人材を育成**する取組への支援を充実予定。

3. 文化財の保存と活用に関する人材育成①

クールジャパンの推進のためには、文化・コンテンツそれ自体を担う人材の育成が不可欠。**芸能や工芸技術、風俗慣習・民俗芸能・民俗技術、文化財の修理や用具の製作・修理等の担い手の育成・文化財保存技術の確実な伝承等**を実施。

○伝統文化それ自体を担う人材の育成

重要無形文化財の保持者等が行う伝承者養成への支援、民俗文化財の伝承や用具の修理・新調、さらに選定保存技術の伝承者養成・原材料確保等に対し補助を実施。



重要無形文化財「京舞」保持者
井上八千代氏



重要無形民俗文化財
「長良川の鵜飼漁の技術」

○次世代の文化を支える人材の育成

学校内外で文化的体験をできる機会を付与し、伝統文化の次世代への継承に寄与。今後の日本文化を支え、発信できる人材の育成にも取り組んでいる。



子供の能楽体験



能楽

⇒ **文化それ自体を担う人材や、次世代の文化を支える人材の育成は、時代の趨勢にかかわらず常に必要なもの。**「クールジャパン」を持続的に我が国の国益とするためにも、引き続き各種事業を充実・推進。

3. 文化財の保存と活用に関する人材育成②

「明日の日本を支える観光ビジョン」において掲げられた「**文化財の観光資源としての開花**」を実現するため、文化財の活用を担う人材の育成が必要。**各種研修・オンライン講座の新規開設**等により人材育成を推進。

○ 文化財を活用した観光振興等に対する研修

自治体の若手文化財担当者、民俗文化財担当者、学芸員、博物館長等に対し、文化財を活用した観光振興等に対する講義を実施(新規)

講義(新設)

「文化財を活用した観光振興について」
(観光庁と協力)



これまで観光の視点が必ずしも強くはなかった博物館学芸員専門講座・博物館長研修に新規で講義を追加。その他各種講座においても観光の視点を強化。

○ 文化財を中核とした観光拠点形成に向けたオンライン講座の実施

文化財を活用した観光拠点形成のために必要な視点や体制等のポイントを分かりやすく紹介する動画を作成し、ウェブで配信。(新規)

講座名
文化財を活用した観光拠点形成

開講日
2017年3月1日(水)

総学習時間 2.5時間
標準学習期間 2週間
受講登録はこちら

講座内容

3月1日開講!

⇒ これまで保存に関する知識や問題意識が先行していた文化財担当者にも観光活用の視点を持ってもらうことにより、**適切な保存を基盤としつつ積極的な活用を図れる人材**を育成し、**持続可能な保存・活用のサイクル**を形成。

參考資料

メディア芸術は広く国民に親しまれ、新たな芸術の創造や我が国の芸術全体の活性化を促すとともに、海外から高く評価され、我が国への理解や関心を高めている。
また、メディア芸術は、我が国の文化振興はもとより、コンテンツ産業、観光、国際文化交流にも資するもの。

メディア芸術の一層の振興のため、「創造・発信支援」と「人材育成支援」を充実

創造・発信支援 861百万円 (831百万円)

文化庁メディア芸術祭等事業 375百万円(375百万円)

- メディア芸術祭
- ・メディア芸術の総合フェスティバルとして、優れた作品を顕彰
- ・第20回メディア芸術祭受賞作品展の開催
- ・障害者とメディア芸術に係る調査研究の実施

- メディア芸術祭地方展
- ・地方において優れたメディア芸術作品の鑑賞機会を提供するため、総合的な展示・上映等を行う展覧会を開催

- 海外メディア芸術祭参加出展
- ・海外のメディア芸術関連フェスティバル等において、メディア芸術祭受賞作品をはじめとする我が国の優れた作品の展示・上映等を実施

メディア芸術連携促進等事業 367百万円(337百万円)

- ・作品の所在情報等(データベース)の運用・活用
- ・各研究機関等におけるアーカイブ化に係る取組みへの支援による相互連携
- ・連携共同事業等(新領域創出、調査研究等)について、産・学・館(官)の連携・協力による実施【拡充】

アニメーション映画製作支援 119百万円(119百万円)

- ・我が国の優れたアニメーション映画の製作活動に対する支援。(16作品)
- ・字幕・音声ガイド制作(ハリアフリ-映画10作品)

人材育成支援 232百万円 (232百万円)

メディア芸術人材育成等支援事業 232百万円(232百万円)

メディア芸術クリエイター育成支援事業 22百万円(22百万円)

- ・若手クリエイターが行うメディア芸術作品の創作活動を支援

若手アニメーター等人材育成事業 210百万円(210百万円)

- ・制作スタッフに若手人材を起用し、制作段階でオン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)を組み込んだ実際のアニメーション制作現場における人材育成を実施

趣 旨

才能豊かな新進芸術家等に、公演出演や展覧会出展などキャリアアップにつながるような機会を提供するとともに、技術の向上や知識の深化に資するワークショップ等の研修実施を通して、次代を担い、世界に通用する創造性豊かな芸術家等の育成を図る。また、芸術系大学が有する人的、物的資源を活用し、アートマネジメント人材や作品を鑑賞するものと作品をつなぐ「対話型鑑賞」を提供するファシリテーターの育成を図る。

更に、国内外の実演家、プロデューサー、アートマネジメント人材等の人的交流の促進を図ることにより、文化芸術を支えるグローバル人材を育成するとともに我が国の文化芸術の海外への発信力の強化を図る。

事業概要

若手芸術家や演出家、舞台技術者、アートマネジメント人材など、我が国のこれからの文化芸術を担う人材を育成する観点から、実践的かつ、高度な技術・知識の習得するための研修機会（公演・展覧会、ワークショップ・セミナー等）や国際的な人的交流の機会を提供する。

統括芸術団体等による人材育成事業

- ・若手芸術家等を対象とした、公演・展覧会、研修会、ワークショップ・セミナー等の実施
- ・芸術系大学と芸術団体が連携して行う若手芸術家等を対象とした、高度な技術・知識の習得を目的とした事業の実施

特色ある文化活動推進

- ・若手芸術家等を対象とした、複数の文化芸術の融合又は新しい分野の文化芸術の創造に資する公演等の実施

現代日本文学の海外発信基盤整備

- ・現代日本文学の翻訳コンクールの実施



新進気鋭の海外日本人芸術家との交流【新規】

- ・海外で活躍する気鋭の日本人芸術家を招へいし、国内の若手芸術家と共同して行う公演、展示等を各地で実施

芸術系大学等におけるアートマネジメント人材育成

- ・芸術系大学等の資源、施設を活用したアートマネジメント人材、ファシリテーターを育成する事業の実施

実演芸術連携交流の推進

- ・国内におけるインターンシップや国内外の著名なプロデューサー等による国際会議等の開催 等

効 果

- 文化芸術を支える人材の質が高まり厚みが増す
- 世界で通用する芸術家等が育成される
- 我が国の文化芸術を理解する外国人が増える

文化芸術の水準が向上
海外での招聘公演が増える

世界への我が国の文化の普及
我が国のブランドイメージ向上
インバウンドの拡大
世界における我が国の存在感の向上

世界に羽ばたく次世代を担う芸術家の養成



昭和42年度より実施
平成27年度までに3,342名が制度を活用
(平成13年度までは、芸術家在外研修事業により実施)

【派遣実績】

平成22年度 94名、平成23年度 64名、平成24年度 85名
平成25年度 78名、平成26年度 80名、平成27年度 88名

※平成27年度は採択人数

我が国の将来の文化芸術の振興を担う人材を育成するため、美術、音楽、舞踊、演劇、映画、舞台美術等、メディア芸術の各分野の若手芸術家等に、海外で実践的な研修に従事する機会を提供する。

【研修期間】 1年(350日~200日、高校生研修含む)
2年(700日)、3年(1050日)
特別(80日)
短期(20~40日)の5種類

【支給対象】 往復航空運賃・支度料・滞在費(日当・宿泊料)

＜これまでの主な派遣者＞

奥谷 博 (美術：洋画)	昭和42年度
絹谷幸二 (美術：洋画)	昭和52年度
佐藤しのぶ(音楽：声楽)	昭和59年度
諏訪内晶子(音楽：器楽)	平成6年度
森下洋子 (舞踊：バレエ)	昭和50年度
野田秀樹 (演劇：演出)	平成4年度
野村萬斎 (演劇：狂言師)	平成6年度
崔 洋一 (映画：監督)	平成8年度
鴻上尚史 (演劇：演出)	平成9年度
平山素子 (舞踊：紗凧)	平成13年度
酒井健治 (音楽：作曲)	平成16年度
長塚圭史 (演劇：演出)	平成20年度
萩原麻未 (音楽：ピアノ)	平成21年度

事業概要

- 「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年6月公布・施行)」を踏まえ、我が国の文化拠点である劇場・音楽堂等が行う、音楽、舞踊、演劇、等の実演芸術の創造発信や専門的人材の養成、普及啓発のための事業、劇場・音楽堂等間のネットワーク形成に資する事業を総合的に支援することで、劇場・音楽堂等が地域の核として文化の発信を牽引し、文化芸術立国の実現に資することを旨とする。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラムを見据えた文化事業の実施に向け、劇場・音楽堂等が行う地域の多彩な文化を発信・体験できる事業を支援することで、国内外への発信力強化を図る。

事業内容

特別支援事業

我が国の実演芸術の水準を向上させる牽引力のあるトップレベルの劇場・音楽堂等が行う、国際水準の実演芸術の創造発信(公演事業)や、専門的人材の養成事業、普及啓発事業を総合的に支援。

- ◆ [支援施設数] : 15施設
- ◆ [支援内容] : 事業実施に必要な経費の二分の一を上限に支援。

劇場・音楽堂等間ネットワーク構築支援事業

劇場・音楽堂等相互の連携・協力を促進し、国民がその居住する地域に関わらず等しく実演芸術を鑑賞できるよう、実演芸術団体が企画制作する巡回公演に対し支援。

- ◆ [支援件数] : 長期公演 2件
通常公演 50件
多言語対応公演 10件
- ◆ [支援内容] : 巡回公演実施に必要な経費のうち、旅費及び運搬費を支援。
(多言語対応公演は、翻訳料及び字幕板賃借料を含む。)

共同制作支援事業

実演芸術の創造発信力を高めることを目的として、複数の劇場・音楽堂等が複数又は単一の実演芸術団体等と共同して行う実演芸術の新たな創造活動(新作、新演出、翻訳初演、等)を支援。

- ◆ [支援件数] : 3件
- ◆ [支援内容] : 事業実施に必要な経費の二分の一を上限に支援。



撮影: 福山紀信



撮影: 池上直哉

活動別支援事業

地域の実演芸術の振興を牽引する劇場・音楽堂等が主体となり、地域住民や団体等とともに行う実演芸術の創造発信(公演事業)や人材養成事業、普及啓発事業を活動単位で支援。

- ◆ [支援件数] : 公演事業 70件
人材養成事業 35件
普及啓発事業 35件
- ◆ [支援内容] : 事業実施に必要な経費の二分の一を上限に支援。

劇場・音楽堂等 劇 盤 整 備 事 業

劇場・音楽堂等において実演芸術に関する活動や、劇場・音楽堂等の事業が自主的・主体的に行われる環境を醸成するため、各種情報提供や研修、調査研究を実施。

- ◆ [研修内容] : アートマネジメント研修
舞台技術職員研修
スタッフ交流研修



- 我が国の実演芸術の水準向上
- 全国的な劇場・音楽堂の活性化
- 地域コミュニティの創造と再生

地域の文化芸術資源を磨き上げ活用する取組や、芸・産学官連携により持続的な地域経済の発展や共生社会の実現に向けた取組を牽引する拠点を形成し、専門的人材の育成や国内外への発信などの取組を関係省庁と連携して支援する。これにより、文化芸術資源を活用した地方創生、ひいては我が国の経済活性化、一億総活躍社会の実現に資することを目的とする。

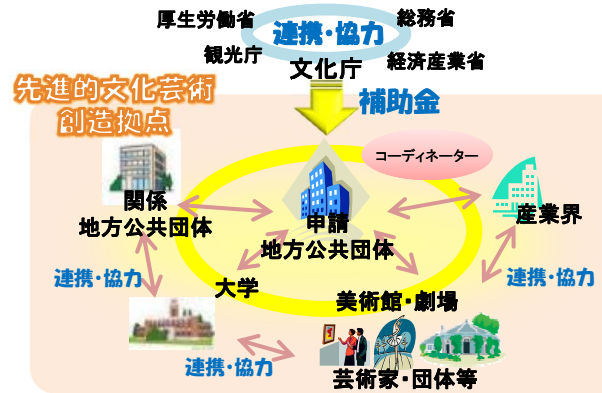
先進的文化芸術創造拠点形成事業(予定額 500百万円)

【課題】

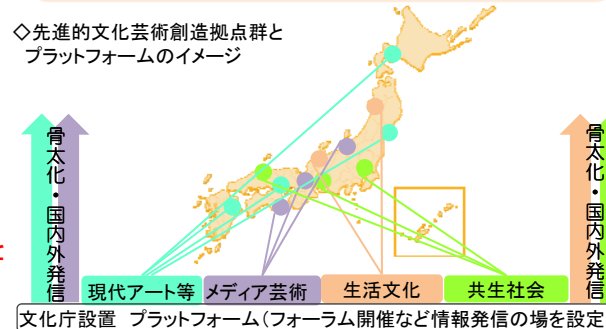
1. 中長期的プランで計画したい地方公共団体が存在
2. 地域の文化芸術を担うプロデューサーなど専門的人材が不足
3. 各団体単独では連携が難しく文化芸術資源を有効に活用できていない
4. 海外発信の戦略性が乏しい
5. 高齢者や障害者等全ての人が参画し活躍できる社会の実現が必要

文化庁が設定する重点分野において、左記課題を踏まえ、**芸・産学官連携**により**持続的な地域経済の発展**や**共生社会の実現に向けた取組を牽引する**地方公共団体の総合的な取組を先進的文化芸術創造拠点として支援

◇先進的文化芸術創造拠点と省庁連携のイメージ



◇先進的文化芸術創造拠点群とプラットフォームのイメージ



文化芸術創造拠点形成事業(予定額 2,400百万円)

○地方公共団体が主体となり、地域住民や地域の芸・産学官とともに取り組む、地域の文化芸術資源を活用した**文化芸術事業を支援**

補助率: 1/2 補助金額8千万円を上限

【取組例】

・芸・産学官で取り組む、地域の音楽、舞踊、演劇の公演、現代アート展、メディア芸術祭等



○地方公共団体等による文化事業の実施体制を構築する取組を支援

補助率: 1/2 補助金額2千万円を上限

【支援内容】

・実施体制の運営費や調査研究費等

- ・地域で光る文化芸術創造拠点の形成
- ・地方公共団体の文化事業の実施能力向上

トップレベルの文化芸術創造拠点の形成

【支援内容】

・芸・産学官が連携して取り組む以下の事業

①文化芸術事業等

- ・文化芸術事業開催のための出演費、舞台費、会場設営費等
- ・観光客ニーズや商品化に向けたニーズ把握のための調査研究費等

②人材育成事業

- ・セミナー等開催費等
- ・専門人材活用の報償費等

③ネットワーク構築事業

- ・関係者ネットワーク構築のための会議開催費等

●重点分野例

- 現代アート・実演芸術等
- メディア芸術(マンガ・アニメ等)
- 生活文化(工芸・食文化等)
- 共生社会(障害者・高齢者等)

文化芸術創造活用プラットフォームの構築

文化庁は、上記の先進的文化芸術創造拠点を中心として**分野ごと**に**取組や知見をパッケージ化**して**骨太化するプラットフォームを構築**。フォーラムの開催など**国内外への情報発信**等を行う。

芸・産学官連携により、文化芸術資源を活用し、経済的価値、社会的・公共的価値を創出する新たな社会モデルの形成を推進

我が国の長い歴史と伝統の中から生まれ、守り伝えられてきた貴重な国民の財産である、芸能や工芸技術の無形文化財、風俗慣習や民俗芸能等の民俗文化財、文化財の修理や用具の製作・修理等の文化財の保存のために欠くことのできない文化財保存技術の確実な伝承等を図る必要がある。



重要無形文化財「京舞」 保持者
井上八千代氏

(1) 無形文化財の伝承・公開 643百万円(606百万円)

重要無形文化財の保持者や保持団体等が行う伝承者養成等を支援するとともに、重要無形文化財の保存のための公開事業に対して補助を行う。



重要無形民俗文化財
「長良川の輪飼漁の技術」

(2) 民俗文化財の伝承等 346百万円(270百万円)

地方公共団体、民俗文化財の所有者・保護団体等が行う民俗文化財調査、重要有形民俗文化財の保存修理や防災設備の設置、重要無形民俗文化財の伝承者養成や用具の修理・新調等に対して補助を行う。

(3) 文化財保存技術の伝承等 406百万円(398百万円)

選定保存技術の保持者や保存団体等が行う伝承者養成、わざの錬磨、原材料・用具の確保等に対して補助等を行う。



選定保存技術「雅楽弦楽器(和琴・箏)製作修理」
保持者 小川 眞紀夫 氏

文化遺産総合活用推進事業 (地域文化遺産活性化事業)

(28年度予算額 1,806百万円)
29年度要求額 1,600百万円

■現状の課題等

- 文化遺産は、地域の人々に豊かさや感動を与えるとともに心のよりどころとして、**地域に活力を与える国民共有の財産**
- 過疎化や少子高齢化などによる地域コミュニティの衰退や文化財の担い手不足で、**地域の文化遺産が消失の危機に直面**

■文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）（平成27年5月閣議決定）

各地に所在する有形・無形の文化資源を、その価値の適切な継承にも配慮しつつ、**地域振興等、観光・産業振興等に活用**
日本の文化財や伝統等は、世界に誇るべきもの。**日本人自身がその価値を十分に認識した上で、国内外への発信を強化**

事業概要

■目的

地域の多様で豊かな文化遺産を活用した、伝統行事・伝統芸能の公開・後継者養成、古典に親しむ活動など、特色ある総合的な取組を支援することで、文化振興・観光振興とともに地域活性化を推進

地方公共団体

地方公共団体が文化遺産を活用した地域の目指すべき姿を戦略的に計画。当該計画に合致する**補助事業を手段として実施計画を実現し、評価する。**

補助事業者

文化遺産の保護団体等で構成される実行委員会

■補助対象事業

地域の文化遺産次世代継承

- ・ 情報発信(DVD、パンフレット等の作成)
- ・ 人材育成(ボランティアがけ等の育成)
- ・ 伝統芸能等の公開、シンポジウムの開催 等

域内の文化遺産を総合的に活用

伝統文化継承基盤整備

- ・ 無形文化財に用いる用具の修理・新調 等
- ・ 後継者養成、継承のための記録作成 等

文化遺産継承のための基盤を整え
活用効果を下支え。

観光客の
増

交流人口
の増

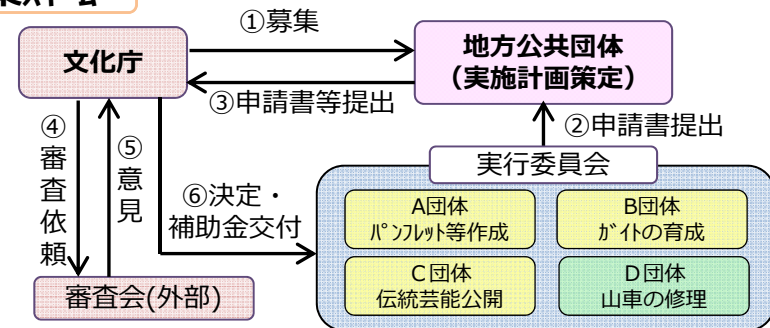
保存会
会員の増

UI/UX
率の増

⋮

地域に活力・地域の誇りを醸成

事業スキーム



活用事例



- 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）（平成27年5月閣議決定）
次代を担う子供たちに豊かな創造性、感性等を育むため、できるだけ幼い頃から、**伝統文化や文化財に親しむ機会を充実**
- 第2期教育振興基本計画（平成25年6月閣議決定）
文化芸術団体との連携・協力を図りつつ**子供たちが地域の伝統文化に触れる機会を提供**する取組への支援
- 経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月閣議決定）
文化芸術活動に対する効果的な支援、**子供の体験機会の確保、担い手の育成**・・・を進める

事業概要

目的：次代を担う子供たちに対して、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道などの伝統文化に関する活動を、計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供することにより、我が国の歴史と伝統の中から生まれ、大切に守り伝えられてきた伝統文化を将来にわたって確実に継承し、発展させるとともに、子供たちの豊かな人間性を涵養することを目的とする。

参加対象：地域に在住する親子等（子供のみが対象の教室も可）

実施主体：伝統文化に関する活動を行う団体（伝統文化関係団体）等

実施分野：民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊のほか、茶道、華道などの生活文化も対象

補助金額：予算の範囲内において定額

対象経費：指導者等への謝金・旅費、会場・用具の借料、教材費等

実施方法：文化庁から、全国の伝統文化関係団体を対象に募集を行い、有識者の審査を経て実施団体を決定
「放課後子供教室」と連携した体験機会を提供



子供屋台囃子教室



みまや焼き教室



着装・礼法教室

<支援教室数>

平成29年度
約4,000教室程度

文化芸術は、子供たちの育成に大きな力となる。

- 一流の文化芸術団体や芸術家による質の高い様々な文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供することは **子供たちの豊かな感性・情操や、創造力・想像力を養う**上で大きな効果。
- 芸術家を教育現場に派遣して行う対話や創作、表現に係る体験活動は、**子供たちの思考力・判断力・表現力等の向上や、自己肯定感、社会性、責任感等の育成**に大きな効果。

■ 義務教育期間中の子供たちに対し、国として、質の高い文化芸術に触れる機会を、2回（「現代実演芸術」「伝統芸能」各1回）以上提供する。

■ より多くの文化芸術の鑑賞・体験が可能となるよう地方公共団体への働きかけなどを行う。将来的には、地方公共団体の自主事業等も含め、義務教育期間中毎年1回は、文化芸術の鑑賞・体験ができる環境を整えることを目指す。

1 巡回公演事業

- 国が一流の文化芸術団体を選定し、小学校・中学校等において実演芸術公演を実施。
 - 事前に児童・生徒が自ら参加する体験型の活動（ワークショップ）を実施。
- 公演種目 14種目 □公演数 1,550公演程度

2 合同開催事業

- 山間、へき地、離島など、鑑賞機会に恵まれない地域に存する小学校・中学校等について、合同で実演芸術公演を実施。
- 公演種目:8種目 □公演数:300公演程度



3 芸術家の派遣事業

- 個人又は少人数の芸術家が学校を訪れ、講話、実技披露、実技指導を実施。
 - 国、教育委員会と地域のNPO法人等が連携し、学校と芸術家個人や小規模グループをコーディネート。
- 学校公募型 1,550件程度
□ NPO法人等提案型 1,100件程度



4 コミュニケーション能力向上事業

- 学校において、芸術家による表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等を実施。
 - 芸術家による実技披露に加え、児童・生徒が小集団で協働して、課題解決に取り組む活動を実施。
 - 創作や小集団での話し合い等のプロセスを重視。
- 学校公募型 100件程度
□ NPO法人等提案型 100件程度



豊かな創造力・想像力を養う

思考力やコミュニケーション能力など
社会人としての素養を身につける

将来の芸術家や観客層を育成し、
優れた文化芸術の創造につなげる

博物館職員の資質向上

観光振興、地域活性化についての博物館の機能強化を図るため、平成28年度から、学芸員等を対象とした研修に観光庁と連携した観光に関する講座を新設。講師として、金沢21世紀美術館長である秋元雄史氏らを招聘。

① 博物館長研修

日 程:平成29年10月4日(水)～6日(金)【3日間】

対 象:館長・副館長に就任して2年未満の者 定 員:50人

研修内容:新任の博物館長等に対し,博物館の管理・運営、サービスに関する専門知識や,博物館を取り巻く社会の動向などについて研修を行い,博物館運営の責任者としての力量を高める。

② 博物館学芸員専門講座

日 程:平成29年12月13日(水)～15日(金)【3日間】

対 象:勤務経験が概ね7年以上 定 員:50人

研修内容:学芸員として必要な高度かつ専門的な知識・技術に関する研修を行い,都道府県・指定都市等での指導的立場になりうる学芸員として力量を高める。